

平成 14 年 4 月 5 日

加古川市開発審査会運営規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、加古川市開発審査会条例（平成 14 年加古川市条例第 4 号。以下「審査会条例」という。）第 8 条の規定に基づき、加古川市開発審査会（以下「審査会」という。）の議事及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(定例会及び臨時会)

第 2 条 審査会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、原則として毎月 1 回開催するものとする。ただし、8 月及び 1 月は、この限りでない。

3 臨時会は、会長が必要と認めたときに、これを招集する。

(招集)

第 3 条 会長は、審査会の 5 日前までに会議に付すべき議案を添えて開催の日時及び場所を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議の非公開)

第 4 条 会議は、次の各号に該当する場合を除き、非公開とする。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 50 条第 3 項の規定による審査請求に関する口頭審理を行う場合
- (2) 審査会条例第 2 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる事項を調査審議する場合（加古川市情報公開条例（平成 10 年加古川市条例第 27 号）第 5 条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合及び審査会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合において、審査会を公開しない旨の議決をしたときを除く。）

(専門委員の調査審議事項)

第 5 条 専門委員は、次の各号に掲げる議事には加わらないものとする。

- (1) 法第 50 条第 1 項に規定する審査請求に対する裁決に関する議事
- (2) 法第 34 条第 14 号に規定する開発許可及び都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 36 条第 1 項第 3 号ホに規定する建築許可に係る付議議案に関する議事

(議事録)

第 6 条 会長は、議事録を調製し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 案件の内容
- (4) 議事の要旨

- 2 議事録には会長及び会長があらかじめ指名した1人の委員が署名押印するものとする。
- 3 議事録は、加古川市情報公開条例（平成10年加古川市条例第27号）に基づき、開示するものとする。

（秘密を守る義務）

第7条 委員及び専門委員は、知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成14年4月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月9日から施行する。